

教育分野の政策体系等

[illegible]

[illegible][illegible]

グローバル社会における人材育成												
○日本人学生・生徒の海外留学の推進	グローバル社会における人材育成のために、高等学校段階からの海外経験・留学支援に係る取組を促進し、日本人高校生の海外留学生数を2033年までに12万人にする。 ・海外の大学等にて学位を取得する長期留学生を引き続き推進していくとともに、大学間交流協定等に基く短期留学を推進し、日本人学生の海外派遣を拡大する。	4	1	・日本人高校生の海外留学生数(2033年までに12万人にする)	高等学校等における国際交流等の状況について(隔年)	12万人 (2033年までの目標値)	—		・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(国費高校生留学促進事業、国際文化・留学推進推進事業、異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生駆けつけプロジェクト等 ・独立行政法人日本学生支援機構推進費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・大学等の海外留学支援制度 ・官民協働海外留学支援制度 ～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～	・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業において、短期留学を行った生徒が帰国後の生徒へ留学の意義等を伝えること、都道府県が実施する取組に参加することにより日本の高校生の留学意識を向上させ、留学人数の増加につなげる。 ・異文化理解ステップアップ事業については、当該事業で全国の高校に招請した留学生が日本の高校生と共に学び合い、国際交流を深めることにより、日本の高校生の留学意識の向上、留学人数の増加につなげる。 ・海外に派遣される日本人学生に対して、奨学金を支給すること等により、単位や学位の取得を目指す中長期留学生を中心に日本人の海外留学人数の増加を推進する。		
		○外国人留学生の受入れの推進	・関係府県・機関等との連携の下、外国人への日本留学の魅力的な環境や、留学生等の経済的支援、日本国内での国際交流体験、国内就職支援等を通じて、留学生の継続的な受入れ及び卒業後の定着を拡大する。 ・グローバル社会における人材育成のために、外国人生徒の受入れを推進し、高校段階での外国人留学生数を2033年までに22万人にする。	4	2	・大学等に在籍する外国人留学生数(2033年までに38万人を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」(毎年)	38万人(うち、長期留学生については15万人) (2033年までの目標値)	27万9274人	・国費外国人留学生現地選考試験問題作成委託業務 ・独立行政法人日本学生支援機構推進費交付金に必要な経費 ・留学生の受入・派遣体制の改善充実等 ・留学者の受入・派遣体制の改善充実等 ・外国政府派遣留学生の予備教育等留学生受入促進事業 ・日本国際交流協会 ・日本学生派遣のための海外ネットワーク機能強化事業 ・留学生経路促進プログラム ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業(異文化理解ステップアップ事業) ・アジア高校生駆けつけプロジェクト	・留学生のリクルーティング機能の強化等による継続的な留学生の獲得や奨学金の効率的な活用を通じ、外国人留学生数の増加を目指すとともに、各大学が地域の自治体や産業界と連携しておこなう就職支援を促進することにより、外国人留学生の在留後の定着を促進する。 ・異文化理解ステップアップ事業においては、日本に招かれた留学生の満足度を高めることにより、アジア高校生の積極的な参加により、日本人と留学生の交流を向上させることにより、留学生数の増加や国費留学生などによる日本の大学等への進学につなげる。	
				・外国人留学生の日本国内での就職率(国内進学者を除く、2033年までに6割を目指し増加させる)	日本学生支援機構「外国人留学生進路状況調査」(毎年)	6割 (2033年までの目標値)	—					
○高等学校・高等専門学校の国際化	・世界で活躍できるイノベーショングローバル人材を育成できる教育環境(高等学校)の整備 ・高等教育の国際活用が進展し、高等教育機関において世界中から集った人材が集う教育・環境基盤が整備される。 ・国際バカロレアを導入する高校や大学において国際バカロレアの活用が進む。			4	3	・幅広い教養や問題発見・解決能力等の育成などの先進的な取組や国際的な教育環境の整備を行う拠点校	調査中	—				
				・我が国の大学における外国人教員比率	文部科学省「学校基本調査」	8% (2033年までの目標値)	—					
				・全学生数に占める留学生比率	日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」 文部科学省「学校基本調査」	学部: 5% 修士: 20% 博士: 33% (2033年までの目標値)	—					
				・国際共同学位プログラム	ジョイント・ディグリープログラム: 文部科学省調べ ダブル・ディグリープログラム: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」	ジョイント・ディグリープログラム: 50件 ダブル・ディグリープログラム: 800件 (2033年までの目標値)	ジョイント・ディグリープログラム: 27件 ジョイント・ディグリープログラム: 30件					
				・JV-campusにおけるオンライン教育コンテンツの提供数	公式HP(https://www.jv-campus.org/find-your-study/lecture/)掲載数	600講義 100セミナー (2033年までの目標値)	374講義 44セミナー					
○外国語教育の充実	グローバル化が急速に進展する中で、初等中等教育において、国内外の様々な場面や英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力が育成される。 ・大学入学者選抜において、「読む・書く・聞く・話す」の4技能に関する総合的な英語力を適切に評価するための、各大学の取組が推進される。			・海外留学や海外インターンシップ等を経験した高卒生の割合	文部科学省調べ	毎年度4.3%以上	14.40%					
				・国際バカロレアを活用した入試を実施する国内大学数	文部科学省IB教育推進コンソーシアムによる調査	100	78					
		4	4	・英語力について、中学校卒業段階でCEFR のA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFR のA2レベル相当以上を達成した中高生の割合	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	6割以上	A1:50.0%、A2:50.5%					
				・中学校卒業段階でCEFR のA1レベル相当以上、高等学校卒業段階でCEFR のA2レベル相当以上を達成した中高生の割合が5割以上の都道府県・政令指定都市	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	全都道府県・政令指定都市	A1:28自治体(/ 67都道府県、政令指定都市)が達成 A2:33都道府県(/ 47都道府県)が達成		・小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業 ・WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業 ・社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業 ・アジア高校生駆けつけプロジェクト ・独立行政法人国立高等専門学校機構推進費交付金 ・大学入学者選抜の事前選考及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会	・「小・中・高等学校を通じた英語教育強化事業」の中で、英語教育実施状況調査等で明らかになっている課題への対応や、指導方法の開発等を実施するほか、教師の英語力・指導力強化のための研修を実施する。また、本事業での取組内容を公表し、成果物の活用を促進することにより、全国的な英語教育の改善・充実を図る。 ・WWLコンソーシアム構築支援事業「社会総がかりで行う高校生国際交流促進事業」「アジア高校生駆けつけプロジェクト」により、生徒が英語に触れる機会がより充実し、英語によるコミュニケーションを図るための資質・能力の育成につながる。 ・独立行政法人国立高等専門学校機構推進費交付金 ・大学入学者選抜の事前選考及び分析等に関する調査研究 ・大学入学者選抜における好事例選定委員会		
○国際教育協力と日本型教育の海外展開	・教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上を図る ・教日協の維持・拡大を図る			・特にグローバルに活躍することが期待される層の英語力について、高等学校卒業段階でCEFR のB1レベル相当以上を達成した大学入学者選抜における総合的な英語力の適切な評価の進捗状況	文部科学省「英語教育実施状況調査」(毎年)	3割以上	19.8%					
				・大学入学者選抜における総合的な英語力の適切な評価の進捗状況	文部科学省「大学入学者の実施の把握及び分析等に関する調査研究」(毎年)	—	—					
		4	5	・海外に対する教育事業に参加した日本側の教職員・学生・児童・生徒の数	事業者向け調査(国際課調べ)	36,000人 (R7年度)	8,578人					
				・Edu-ParticipのHPへの日本国内からのアクセス数	業務委託成果報告書	160,000件 (R7年度)	113,932件		日本型教育の戦略的海外展開(EDU-Particip2.0)	・本事業を通じて参加国が他国の教育の良い点を取り入れたり、自身の教育システム・コンテンツ等などの更なる改善を図ることで、教育の国際化など、日本国内の教育の質的な向上に貢献する。 ・本事業における諸外国との教育交流を通じて、教日協の維持・拡大を図る。		
				・海外に対する教育事業に参加した相手国側の教職員・学生・児童・生徒の数	事業者向け調査(国際課調べ)	80,000人 (R7年度)	37,931人					
○在外教育施設における教育の振興	グローバル社会における人材育成のために、より多くの在外教育施設において、在外教育施設ならではの特色ある教育プログラムが実施される。			・日本型教育の海外展開プロジェクト活動を通じて、日本や日本人に対する印象が良くなった割合	事業者向け調査(国際課調べ)	100% (R7年度)	100%					
		4	6	・在外教育施設重点支援プログラムの教育プログラムを受ける児童生徒数 (目標値)令和8年度までに9,800人	委託事業実績報告書	9,800人 (R8年度)	2068名		海外子女教育推進体制の整備(在外教育施設重点支援プラン)	在外教育施設重点支援プランにおいて、特色ある研究開発による教育の高度化を図り、児童生徒の学びを保障する教育の質の向上や多様化・特色化の推進を図るための優れた教育プログラムの開発支援を行うことで、特色ある教育プログラムの実施促進につなげる。		
		4	7	・新進芸術家海外研修制度に採用後、実際に海外で実践的研修を支援された実績数	文化庁調べ	30人 (令和8年度)	34人					
○芸術家等の文化芸術の担い手の育成	・文化芸術推進基本計画(第2期)より(令和5年3月24日閣議決定)計画期間中に取り組むべき重要施策、重点取組(5)文化芸術のグローバル展開の推進に基づき、若手芸術家等への実践的な海外研修機会の提供を拡充する。 ・伝統芸術を長期的な視点に立って保存・振興し、伝承者を安定的に確保する。			・文化芸術活動基礎強化基金による支援を受けた若手クリエイター等(若手対象者)による国内外の著名な芸術家・アーティストや世界的に認知されている国内外の芸術家・文化施設等への出品・出演・参画して高評価を受ける件数。	文化庁調べ	20件 (令和10年度)	—			・我が国の芸術家等が今後の芸術活動に資する海外での研修を行う際の旅費及び滞在費を支援する新進芸術家海外研修制度を実施することにより、我が国の文化芸術の水準向上と発展を担う若手芸術家等への実践的な海外研修機会の提供の促進に資する。 ・「クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業」では、次代を担うクリエイター等による作品や公演の企画・制作・発表・海外展開までの一連の活動を通じ、育成や、その活躍・発信の場でもある文化施設の次世代交代の機能強化を支援する。このことにより、次代を担うクリエイター等の活動機会が創出されたとともに、優れた文化芸術活動が国内外に展開され、文化芸術活動の活性化と芸術水準の向上に図られる。 ・伝統芸術伝承者養成事業においては、我が国の伝統芸術を保存・継承するため、伝承者の安定的な確保を確保しており、歌舞伎、大衆音楽、能楽、文楽、組踊の各分野について、毎年関係団体等と協議の上、実施すべき分野等を定期的に策定を行っている。		
				・新進芸術家海外研修制度 ・クリエイター等育成・文化施設高付加価値化支援事業 ・伝統芸術伝承者養成事業(国立近代美術館・日本芸術文芸振興会)	歌舞伎座: 33.0% 歌舞伎座(若手): 35.7% 歌舞伎座(若手): 37.5% 大衆音楽(若手): 24.4% 大衆音楽(若手): 24.							

[illegible]

[illegible]

DXの推進・デジタル人材の育成									
○1人1台端末の活用	1人1台端末の活用を日常化する。	11	1	・児童生徒同士がやりとりする場面で、端末を3回以上活用する学校の割合 「児童生徒一人一人の特性や理解度・速度に合わせて課題」を取り組む場面でのICT機器の活用頻度の増加 全国の運営支援センターのカバー率	全国学力・学習状況調査(児童生徒質問紙、学校質問紙) GIGAスクール構想の実現(公立学校情報機器整備費補助)の執行状況	80%(R8) 100%(R8)	小・40.2% 中・24.1%	- 「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出しモデル化し、都道府県等の域内へ校種を超えて横展開することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、授業の活用促進に資する場を設定することにより、中身の質や各教育委員会の施策の改善につなぐ。 また、「GIGAスクール運営支援センター事業」において、域内すべてが自治体単位で活用を促進していく体制を強化することで、待受支援の強化を行い、1人1台端末の活用が日常化する。	
○児童生徒の情報活用能力の育成	児童生徒の情報活用能力が向上する。	11	2	情報活用能力調査で、小学校レベル3以下、中学校レベル5以下の児童生徒の割合	情報活用能力調査	小・20%以下(R8) 中・20%以下(R8)	小・49.9% 中・57.1%	- 「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出しモデル化し、都道府県等の域内へ校種を超えて横展開することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、児童生徒の情報活用能力に関する調査を実施し、児童生徒の活用状況を把握することにより、情報活用能力育の必要性を周知することで、児童生徒の積極利用が促進され、児童生徒の情報活用能力が向上する。	
○教師の指導力向上	教材が授業にICTを活用して指導する能力が向上する。	11	3	授業にICTを活用して指導する教員の割合	学校における教育の情報化の実態等に関する調査	100%(R7)	80.40%	- 「GIGAスクールにおける学びの充実」事業において、効果的な実践例を創出しモデル化し、都道府県等の域内へ校種を超えて横展開することで、教師の増強を促し、各学校における指導の改善につながる。また、児童生徒の情報活用能力の把握に関する調査研究事業(再掲)、(情報セキュリティ教育推進事業)	
○校務DXの推進	自治体で次世代の校務システムへの導入が進み、教職員の働き方改革や学校経営・学校経営の高度化が促進される。	11	4	次世代の校務システムを導入済み自治体の割合	GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト-学校・教育委員会の自己点検結果	100%(R11) (R9までの目標値：90%)	3.1%	- 次世代の校務デジタル化推進実証事業	
○教育データの標準化	教育データの基体や定義が揃うことで、相互運用性や流通性が確保され、教育データが相互に関連、蓄積、分析可能になる。	11	5	「文部科学省教育データ標準」改訂、項目数	文部科学省調べ	改訂の継続、項目数の前年度比増	—	- 教育データの標準化に関する調査研究事業	
○基礎的ツールの開発・活用	全国的・公営的な基礎的ツールが開発され、全国の学校等に随時提供可能な状態となる。児童生徒がオンライン上で学習やマネジメントができる「文部科学省CBTシステム(MEXCBT)」が広く活用されている。システムの利用率100%(学校単位)となる。また、文科科学省が学校等に対して行う意識調査は、学校等の個別したアンケート調査の自動集計が可能となり、文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)で基本的な実施される。	11	6	文部科学省CBTシステム(MEXCBT)の利用率(学校単位)	文部科学省調べ	100%	77%	- 「MEXCBTについて、事において機能拡充等を行い、事務負担や全国・地方の学力調査等における幅広い活用を一層推進することで、学校単位の利用率100%を目指す。 文部科学省WEB調査システム(EduSurvey)の改善・活用促進事業	
○教育データ分析・活用の技術の活用	各学校で共通で必要となるデータセットや分析のフォーマットの策定等の方法を定めるとともに、個人情報の適正な取扱いを確保し、適切なデータ活用を行うためのルール等を整備することで、学校等において教育データを効果的かつ安全・安心に活用できるようなり、学校現場が抱える教育課題解決に向けた、センシング、メタデータ-AI-R、AIといった先端技術の活用を促進する。	11	7	「教育Dx」教育データ活用を重点施策に位置付ける地方自治体のうち、教育データ分析・活用を主とするシステム(データベース)を実際に活用している地方自治体の割合	文部科学省「教育データの活用に関する実態調査」	100%(R12)	22%	- 「教育データの効果的な分析・活用に関する調査研究事業」 教育データ活用の際の留意事項等に関する調査研究事業 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術「教育データの活用促進」事業	
○デジタル人材育成の推進(高等教育)	文理を問わず一定規模の水戸・高専まで、自らの専門分野への教育「データサイエンス」Aの応用基力を習得する。	11	8	教育「データサイエンス」A教育プログラム(応用基礎レベル)の認定状況及び文部科学省「全大学一貫」を基に算出	「教育「データサイエンス」A教育プログラム認定制度」の認定状況及び文部科学省「全大学一貫」を基に算出	250,000人(R7)	129,405人	- 教育「データサイエンス」A教育プログラム認定制度	
○教育環境のデジタル化の促進(高等教育)	「高等教育機関において、通商教育の普及保証や、芸術授業と通商教育を両立させた取り組みやデジタルリテラシー教育の推進に向けた取組が行われる。 「急速なデジタル技術を活用した学習機会が提供されることを推進。 大学における管理運営業務全般での電子化の取組を促進する。」	11	9	通商教育の普及保証に向けた取組の実施状況	大学における教育内容等の改革状況調査	—	—	- 「ガイダンス等を用いた、通商教育に関する事例等の共有」 「急速なデジタル技術を活用した学習機会が提供されることを推進」 2023年度の国立大学法人第4期中期目標期間において、各法人に対してデジタル・キャンパスを推進することを中期目標に掲げ、目標に基づき作成された中期計画にそって各法人は大学の管理運営業務全般における電子化の取組を促進することとなる。	
○社会教育分野のデジタル活用推進	社会教育施設におけるデジタル基盤の強化を促進するとともに、公民館等の社会教育施設におけるデジタルリテラシーの向上への取組を促進し、デジタルデバイドの解消をめざるとして社会教育に貢献する。	11	10	実業家が利用できるWi-Fi設備を行っている公民館(自治体)の割合 「デジタルに関する講座等を実施する公民館の割合	文部科学省調べ 文部科学省「社会教育調査」	50% 70%	39% —	- 社会教育デジタル活用推進事業	

[illegible]

経済状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保										
○教育費負担の軽減に向けた経済的支援	・全世帯の高等学校進学率と生活保護世帯の高等学校進学率の差を前年度比で減少させる。 ・経済的理由による高等学校等中途退学数を前年度比で減少させる。 ・経済的理由により進学・修学を断念する学生等の減少を目指す。	13	1	・全世帯と生活保護世帯の子供の高等学校進学率の差 内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」及び文部科学省「学校基本調査」を基に算出	—	—	・高等学校等就学支援金の支給に関する法律 ・高等学校等就学支援金法（2023・文科-22-0123） ・高校主等奨励金付付金（2023・文科-22-0123） ・高等学校における経済的負担軽減政策の充実 【令和6年度～】 ①高等学校等の就学支援制度について、多子世帯や理工農系の学生の学費の負担に配慮した支援策の検討が図られる。 ②減額返還制度の見直し。 ③大学において、学生中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納入が可能となる授業料後払い制度の創設 【令和7年度～】 ①多子世帯の学生等について、所得補償が、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金の無償化 ②私立行政法人日本学生支援機構等運営委員会に必要となる経費（施設等整備の負担軽減）に関する高校の施設整備等計画への周知や保護者・生児向けの情報提供等の促進	810人	—	・高等学校等の修学支援制度について、多子世帯や理工農系の学生の学費の負担に配慮した支援策の検討が図られる。 ②減額返還制度の見直し。 ③大学において、学生中は授業料を徴収せず卒業後の所得に応じて納入が可能となる授業料後払い制度の創設 【令和7年度～】 ①多子世帯の学生等について、所得補償が、国が定める一定の額まで大学等の授業料・入学金の無償化 ②私立行政法人日本学生支援機構等運営委員会に必要となる経費（施設等整備の負担軽減）に関する高校の施設整備等計画への周知や保護者・生児向けの情報提供等の促進
		13	2	・経済的理由による高等学校中途退学者 文部科学省「児童生活と問題行動・生活支援と生徒指導上の課題に関する調査」 （非課税）文部科学省調べ （生活保護、児童労働者（LMI）は内閣府資料） （ひきこもり、児童労働者）全国ひとり親世帯等調査（児童養護施設）内閣府「子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況」	150科目	200	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業に関する報告書 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	
		13	3	・高等学校における学びの向上のための選別授業（教科・科目実用型）によって行われる実習科目数 ・高等学校等の改革に関する推進状況調査 （3年度～） ・大学等連携推進法人制度 文部科学省大臣部定調査（不定期）	200	200	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	
		13	4	・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	99.5(18)	99.5(18)	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	
○被災地・過疎地等における学びの支援	・災害が発生した際には、その被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	13	5	・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	99.5(18)	99.5(18)	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	
				・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	99.5(18)	99.5(18)	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	
○災害時における学びの支援	・災害が発生した際には、その被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	13	6	・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	99.5(18)	99.5(18)	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	
				・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減 ・大規模災害発生時におけるその被害及び児童生徒等への被害の軽減	99.5(18)	99.5(18)	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	—	・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・各学校・課程・学科の目標を越える高等学校改革推進事業 ・地域連携プラットフォームの周知 ・大学等連携推進法人制度の周知 ・大学等連携推進法人制度の周知	

目標14 NPO・企業・地域団体等との連携・協働										
○企業等との連携	○NPOとの連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	1					—	
			14	2	「子供の体験活動推進宣言」賛同団体	文部科学省調べ		900団体	441団体	-体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト -秋田県立青少年教育振興協議会運営交付金 -地域を若く人材育成のためのキャリアプランニング推進事業
		体験活動に関する情報を網羅的に集約したポータルサイトを構築し、地域や企業と学校等が連携・協働したリアルな体験活動の機会を充実させる。			-職場見学(小学校)・職業体験(中学校)・就業体験活動(高等学校) -実施の割合の増加	文部科学省「全国学力・学習状況調査」及び 国立教育政策研究所「職場体験・インターシップ実施状況等調査」	小学校70% 中・高等学校90%	小学校 60.5% 中・高等学校 調査中		
	○スポーツ・文化芸術団体との連携	地域の実情に応じながら、部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動移行に向けた環境の一体的な整備を推進し、進め、子供たちもスポーツ・文化芸術に継続して取り組むことができる機会を確保する。	14	3	-地域連携や地域移行に係る方針策定のための協議会を実施した自治体の割合 -地域連携や地域移行の方針を策定した自治体の割合 -休日の運動部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合 -休日の文化部活動の地域連携・地域移行に関する取組を開始した市区町村の割合	スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」 スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」 スポーツ庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域スポーツ環境の整備に関する実施状況調査」 文化庁「休日の部活動の地域連携・地域移行と地域文化環境の整備に関する実施状況調査」	100%に近づける(R8) 100%に近づける(R8) 100%(R7) 100%に近づける(R8)	40% 17% 51% 38%		<予算事業> -中学校における部活動指導員の配置支援事業 -地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和5年度予算) -地域スポーツクラブ活動体制整備事業(令和4年度第二次補正予算) -文化部活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)(令和6年度予算、令和7年度補正予算) <通知等> -学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインの策定・公表
	○医療・保健機関との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	4					—	
	○福祉機関との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	5					—	
○関係者方との連携	○警察・司法との連携	学びの多様化や地域等と一体となった活動が推進される。	14	6	都道府県、指定都市における教育行政に係る法務相談体制の整備状況	文部科学省「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査結果(令和3年度版)」		都道府県・指定都市で90%(R9)	—	
	○関係者方との連携	より充実した教育政策が推進される。	14	7					—	
			14		目標14全般に対する指標)学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加(再掲)	文部科学省「全国学力・学習状況調査」	(小)86.1% (中)79.3%		—	-地域と学校の連携・協働体制構築事業 -CSマイスターの派遣 -地域とともある学校づくり推進フォーラム -教育振興基本計画に関するSNSやSNS等を活用した周知・広報
										-地域と学校の連携・協働体制構築事業 -CSマイスターの派遣 -地域とともある学校づくり推進フォーラム -教育振興基本計画に関するSNSやSNS等を活用した周知・広報
目標15 安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保										
○学校施設の整備		より多くの公立学校施設において、安全・安心で質の高い教育環境が確保される。 より多くの国立大学等施設において、教育研究の基盤となる安全・安心な環境が整備される。	15	1	-老朽化が著しい公立小中学校施設の老朽化対策の実施率 -公立学校等施設の吊り天井等以外の非構造部材の耐震対策実施率 -公立小中学校施設のトイレ洋式比率 -公立学校施設の空調設置率 -校舎にエレベーターを整備している公立小中学校の割合(再掲) -教育研究活動に著しく支障がある国立大学法人等施設の老朽化対策の実施率(今後対策が必要な建物561万㎡)	文部科学省「公立学校施設実態調査」(毎年)を基に算出 文部科学省「公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」(毎年)を基に算出 「公立小中学校施設トイレの状況調査」(毎年)を基に算出 「公立学校施設の空調(冷暖)設備の設置状況調査」(令和4年度実施)を基に算出 文部科学省「学校施設のバリアフリー化に関する実態調査」(隔年) 国立大学法人等施設実態報告書	66.7%(R7) 100%(R10) 70%(R7年度) 100%(R10年度) 95%(R7年度) 95%(R7年度) 41%(R7) 45% (R7年度)	30.20% 67.30% 68.30% 特別教室 81.4% 体育館 11.9% — —		-公立学校施設整備費 -学校施設整備指針 -学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議 -国立大学法人等施設整備費(文教施設費) -国立大学法人等施設整備費 -国立大学法人等施設整備費に関する検討会 -国立大学法人等の施設整備の推進に関する調査研究協力者会議 -学校施設のバリアフリー化に関する国としての整備目標の提示
	○学校における教材等の充実	第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」に基づき、学校図書館の図書の整備、新刊の配備、学校司書配置といたって、学校図書館の整備充実が図られる。	15	2	学校図書館における -学校図書館図書標準の達成状況 学校図書館における -新刊の配備状況 学校図書館における -学校司書の配置状況	令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」 令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」	(令和4年度)100% (令和5年度)小学校等2級 中学校等3級 高等学校等3級 (令和4年度)小・中学校等のおおむね13校に1名配置	— — —	読書活動総合推進事業	学校図書館活用計画を策定し、授業において図書・新聞等を活用する取組の促進や、教職員研修、司書教諭講習の実施を通して、授業での学校図書館の活用方法等を理解する教職員の増加、司書教諭の認定者数の増加等を図ること、学校図書館整備への理解が促進され目標達成に貢献する。
	○私立学校の教育研究基盤の整備	より多くの私立学校施設において、教育研究の基盤となる安全・安心な環境が整備される。 多様なステークホルダーの意見を取り入れ、学校法人の運営基盤を強化する。 教育研究の質向上に向けた基盤を確立するため、学校法人の経営力を強化する。	15	3	-私立学校の耐震化率(早期の耐震化完了) -事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合(再掲) -学校法人における外部資金獲得状況	-文部科学省「私立学校施設の耐震改修状況等調査」 日本私立学校振興・共済事業団 「学校法人のガバナンス体制に関するアンケート」(不定期) 私立学校振興・共済事業団 各団体の私学財政(毎年)より文部科学省作成	-私立学校の耐震化・100%(R10年度) -事業に関する中期的な計画を評議員会の議決を経て策定している大学・短期大学等を設置している学校法人の割合、20% -大田南洲中学校法人への寄附金額の前年度実績より増加	高校等 92.5% 大学等 96.1% — —	-私立校機関施設整備費補助、私立学校教育研究装置等施設整備費補助、私立学校施設高度化推進事業費補助 -寄附金交付金制度の改正、学校法人への通知 -寄附促進に向けた好事例の展開、展開改正	-達成手段の補助事業により、私立学校における施設の耐震補強工事等を通じて耐震化が推進され、達成目標の達成に貢献する。 「私立学校法人の改正による寄附金交付金制度の改正、学校法人への通知」により、各学校法人の取組を促す。 -寄附促進に向けた好事例の展開、展開改正の拡大により、各学校法人における寄附募集の取組が促進され、学校法人への寄附金額の増加が図られる。
	○文教施設の官民連携	より多くの文教施設において効果的かつ効果的に良好な公共サービスの実現に資する官民連携が行われている。	15	4	国立大学法人等において、従来のPPP/PM事業も含め、令和13年度までの10年間で具体化を担う野心的な事業件数のターゲット(事業件数10年ターゲット)	PPP/PM推進アクションプラン(令和6年度改定版)	40(R13年度)	30	-文教施設における多様なPPP/PMの先進的取組事業 -国立大学法人等施設における共創拠点の実現を目指したPM-コンセプション推進事業	「文教施設における多様なPPP/PMの先進的取組事業」等を通じて、大学等におけるコンセプション事業の活用について実現可能性が検証されるとともに導入に向けた検討が進み、より多くの文教施設において官民連携した施設整備や管理が行われる。
○学校安全の確保		児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身に付けさせる安全教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進し、学校管理下において、障害や重症の負傷を伴う事故等の発生件数を減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにする。	15	5	-学校管理下における障害や重症の負傷を伴う事故等の発生件数 -学校管理下において死亡する児童生徒等の数	独立行政法人日本スポーツ振興センター統計(毎年) 独立行政法人日本スポーツ振興センター統計(毎年)	前年度より減少させる 限りなく0にする	— —	-学校安全教室の推進 -学校安全総合支援事業 -地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業	児童生徒自身に安全に身を守るための能力を身に付けさせる安全教育の充実や学校の安全管理体制の充実に加え、地域全体での学校安全の取組を推進することにより、学校管理下において、障害や重症の負傷を伴う事故等の発生件数の減少させるとともに死亡する児童生徒等の数を限りなくゼロにするに繋がる。
	○ステークホルダー(市民を含む)からの意見聴取・対話	関係者の意見を取り入れた計画の策定・実施が推進される。	16	1	国・地方公共団体の教育振興基本計画策定における子供の意見の聴取・反映の状況(測定指標の一部)	教育委員会の現状に関する調査 ※R6より隔年で調査開始予定	(R6調査開始以降) 前回調査比増	—	教育振興基本計画やこども基本法についてのHPやSNS等を用いた周知・広報活動	こども基本法第11条に子供からの意見を聴くことについての規定があることから、この趣旨の周知を行うことで、意見聴取等が活用しやすくなり、その結果当事者意識の醸成を図ることが可能になる。